

令和元年6月

(一社)沖縄県農林水産土木建設会の賛助会

(建設コンサルタント関係)

入会案内資料



- 資料1 (一社)沖縄県農林水産土木建設会、賛助会の目的、背景について
- 資料2 賛助会員の今後の取組みについて
- 資料3 入会申請書
- 資料4 技術者資格調書
- 資料5 入会基準

(一社)沖縄県農林水産土木建設会

一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会の 賛助会の目的・背景等

1 賛助会の目的・背景

一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会は、会員の発展、地位向上、農林水産土木工事施工等に係る技術力向上に努め、併せて関係機関との連携を図り、農林水産業及び農山漁村の振興に寄与することを目的としている。

賛助会は、本建設会員との情報交流・意見交換を行うことにより、安全管理・品質管理・経済性・環境保全等のより一層の向上を図ると共に、農林水産土木関係の専門の建設コンサルタントとして技術及び資質向上に努める事を目的とする。

主な背景

- ①設計と施工の目的物は同じでありながら、これまで建設コンサルタントと施工業者との意見交換、情報な交流はほとんどない状況である。
- ②発注者側と建設コンサルタントとの意見交換、情報交流など十分とは言えない状況である。県農林水産部に対しコンサルタントから委託業務等について建設的な意見や要望はあるけど、組織的でないため十分に反映されにくかった。
- ③委託業務の指名において県登録のコンサルタント名簿では、技術士、RCCM の数の記載はあるものの専門分野が分からないので、沖縄県技術士会の名簿、個人の名刺を参考にするなど、非常に煩雑であった。
- ④沖縄独特の亜熱帯性気候、地質、海象など本土と異なった現場・設計条件があり技術の習得、研鑽が必要である。
- ⑤本土復帰約 40 年たった今、整備された施設の延命など再整備が多くなることから、より一層の技術力が求められている。
- ⑥団塊世代の退職で技術職員の減少や技術の継承が十分でないことから、県内のコンサルタントの更なる技術向上や資質向上が必要である。

2 賛助会員とは

賛助会員は上記目的に賛同する、法人又は団体の建設コンサルタント（建設を営まない法人・団体等）とする。

3 活動内容

- ① 正会員・国・県などの各団体等との意見交換会。
- ② 国、県等に対し農林水産関係事業の予算確保や会員の活用要請。
- ③ 継続教育（CPD）等の研修。
- ④ 会員への各種情報の発信、連絡。
- ⑤ 会員の名簿作成と関係機関への配付。

賛助会員の取組等について

① 本建設会員相互の技術交流、意見交換の場を提供することにより、安全管理・品質管理・経済性・環境保全等のより一層の向上を図ると共に、農林水産土木関係の専門の建設コンサルタントとして技術及び資質向上に努める

また、会員の業務や企業におけるコンプライアンスは徹底する。

② 研修や情報等により国、県の農林水産業の動向、技術的課題等が勉強できるとともに、技術的なことや契約、入札等について事務局に会員からの相談窓口を設ける。

また設計業務における全県的な課題については、必要に応じて技術委員会を設置し検討する。さらに会員の意見を取りまとめ、県農林水産部等の発注者と委託業務に係る、入札、契約、積算等に関する意見交換会を行い設計委託業務等の執行等が円滑、適性に行われるようにする。

③ 技術士や各種資格の専門内容や職員数を掲載した名簿を毎年作成し、委託業務の入札等の業者選定の参考資料として、発注者に活用するようお願いする。

また、農林水産業振興のための予算の増額や会員の利活用についても要請活動を展開する。

④ 会員へ必要な各種情報の発信、連絡をメールやホームページ等で行う。本建設のホームページに、賛助会員専用ページ（ID・パスワード）を設定し情報を密に行う。

（ホームページ <http://okinawa-nsdk.org/wp/> ）

⑤ 当建設会では、会員の「技術力向上」及び「資質の向上」を図る趣旨から CPD（継続教育制度）認定研修会を、国・県の職員等の講師派遣支援により、年間約 90 時間実施している。内容は施工管理業務やコンサルタントが受講できる内容が多く受講案内を行う。

また必要に応じて賛助会員の研修や会員の発表の場を設ける。

委託業務においても一部総合評価方式入札制度に移行することから、CPD 取得は重要となってくる。

⑥ 県農林水産部が実施している赤土流出防止作業、農地海岸清掃作業、防風林管理作業、「防風林の日」「土壌保全の日」などのボランティア活動の情報を関係者から得て、会員に発信し、積極的に地域貢献活動に参加するよう促す。

総合評価方式入札制度で地域貢献活動は、加点の対象となることが多い。

(第2号様式、賛助会員法人用)

入 会 申 請 書

一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会の定款に定めた趣旨に賛同し、
入会（定款第7条）及び本建設会規定に基づき賛助会員の申し込みをする。

令和 年 月 日

(一社) 沖縄県農林水産土木建設会

会 長 手登根 明 殿
賛助会会長 玉城 貢 殿

住 所
会 社 名
代表者名

印

添付書類

- 1, 法人登録簿謄本の写し
- 2, 技術者資格調書
- 3, 過去3年間の農林水産関係の実績件数

3, 過去3年間の農林水産関係の委託業務件数実績（請負額50万円以上の受注件数）

発注元	平成29年度	平成30年度	令和1年度	合 計	年平均
県、農林水産部					
市町村、農林水産関係					

技 術 者 資 格 調 書

氏名	所属・職名・役職等	取得資格名	所得年月日	住 所

上記のとおり相違ないことを証明する。

会社名

会社の住所

令和 年 月 日

(会社代表者名)

社印

技 術 者 資 格 調 書（記入例）

	氏名	所属・職名・役職等	取得資格名	所得年月日	住 所
1	農林水産 太郎	代表取締役	技術士、総合技術監理部門、農業土木	昭和63年8月8日	那覇市首里崎山町3丁目
2	沖縄県 次郎	技術顧問	認定技術管理者	平成2年8月9日	
3	〃	〃	技術士、建設部門、土質基礎	昭和63年8月10日	
4	農林水産 次郎	専務	RCCM、農業土木	昭和63年8月11日	浦添市牧港5丁目
5	農林水産 史郎	設計部長	1級土木施工管理技士	昭和63年8月12日	住所は会社所在地との関係が分かればよいので、最後の番地まで記入しなくても良い。
6	〃	〃	農業土木技術管理士	昭和63年8月13日	
7	〃	〃	畑地かんがい技師	昭和63年8月14日	
8	〃	〃	農業水利施設総合機能診断士	昭和63年8月15日	
9	〃	〃	農業水利施設補修工事品質管理士	昭和63年8月16日	
10	〃	〃	水産土木工学士	昭和63年8月17日	
11	五郎	主任技師	2級土木施工管理技士	平成15年3月3日	
12	〃	〃	不動産鑑定士	平成15年3月4日	
13	〃	〃	補償業務管理士	平成15年3月5日	
14	〃	〃	地質調査技士	平成15年3月6日	
15	〃	〃	環境測量士	平成15年3月7日	
16	三郎	〃	港湾海洋調査士	平成15年3月8日	
17	〃	〃	測量士	平成15年3月9日	
18					
上記、技術資格者は常勤とする。					全部記入できない場合は、同様の様式で2頁・3頁と作成してください。
なお、この個人情報が発注者へ指名参考資料と入会基準の審査として、利用するもので他の情報としては一切利用しません。					

上記のとおり相違ないことを証明する。

会社名：(株)〇〇〇コンサルタント

住所：那覇市泉崎2丁目3番地 農林ビル2階

令和 年 〇月〇 日

(代表者名)

社印

賛助会入会基準について

賛助会規約

第2条 入会資格

- (1) 賛助会員は、本建設会の目的である沖縄県農林水産業振興に賛同する、法人の建設コンサルタントとする。
- (2) 常勤の役員または職員が農業土木・水産土木・森林土木の技術士資格を1つ以上有しており、建設コンサルタントとして農林水産土木関係の技術及び資質向上に努める意志があること。
- (3) (2)の技術士資格が該当しない場合の入会資格等は、別途運営委員会で定める。

入会基準の運用（平成26年10月）																					
1， 農業土木・水産土木・森林土木の技術士が常勤1名以上いて、本社が沖縄県である場合は下表の基準点数に関係なく入会出来る。																					
2， 上記技術士がいない場合は以下の条件を満たすこと。																					
①県・市町村の農林水産土木関係の受注件数が、（契約金額が50万円以上）3年間の平均で5件以上あること。																					
②下表の入会基準点の合計得点が30点以上あること。ただし委託業務受注平均件数は15件を上限とし15件以上でも15点として計算する。																					
③本社が沖縄県にあること。																					
3， その他																					
*入会は運営委員会で決定し理事会の承認を得る。また技術者調書等に変更や錯誤があった場合も、運営委員会で入会・退会を決定し理事会の承認を得る。																					
*本社が県内にある条件として県内在住者が会社の資本金を80%以上有していること。																					
*入会資格は賛助会規約第2条に基づき運営委員会で定める事となっており、上記を変更する場合もある。																					
*会員の任意退会・除名・資格の喪失に伴う権利及び義務・代表者の変更等の届けについては定款第10条から14条による。																					

入会基準点表

コンサルタント名	平成23～25年度まで(3年間)の農林水産関係の受注件数			技術士							RCCM				その他							合計 得点	
				総監 (農業・水産)	総監 (農、水以外)	農業 土木	水産 土木	森林 土木	農業・水産 以外	技術士 得点 合計	農業 土木	水産 土木	農業・水産 以外	RCCM 得点 合計	(1級) 土木施工 管理技士	農業土木 技術管理 士	畑地かん がい技師	農業水利 施設総合 機能診断 士	農業水利 施設補修 工事品質 管理士	水産土木 工学士	認定技術 管理者 (農業・水産・森林 土木)		その他 得点 合計
	県農林水産部	市町村	1年間の 平均(得点)	15	7	10	10	10	5		3	3	1		1	3	3	3	3	3	5		
			0							0					0							0	0

（受注契約金が50万円以上とする）（上記表に各資格の人数を入力、資格は同じ人で重複して良い。人数はその上記の15・7・10・10・5等の係数を乗じて合計を得点とする）

記入例と合計得点等による入会判定

入 会 基 準 点 表

コンサルタント名	平成23～25年度まで(3年間)の農林水産関係の受注件数			技術士							RCCM				その他								合計 得点
				総監 (農業・水産)	総監 (農、水以外)	農業 土木	水産 土木	森林 土木	農業・水産以外	技術士 得点 合計	農業 土木	水産 土木	農業・水産以外	RCCM 得点合計	(1級)土木施工管理 技士	農業土木技術 管理士	畑地かんがい 技師	農業水利施設 総合機能診断 士	農業水利施設 補修工事品質 管理士	水産土木工 学士	認定技 術管理 者(農業・水産・森林 土木)	その他 得点合 計	
				県農林水産部	市町村	1年間の平均(得点)	15	7	10	10	10	5		3	3	1		1	3	3	3	3	
○コンサルタント 入会可能	6	8	5	0	0	0	0	0	3	15	2	0	0	6	6	1	0	0	0	0	0	9	35
入会不可(受注平均が5件以上ない)	2	8	3	0	0	0	0	0	3	15	2	0	0	6	6	1	0	0	0	0	0	9	33
入会不可(受注平均は40だけど15点で計算する)	60	60	15	0	0	0	0	0	1	5	2	0	0	6	2	0	0	0	0	0	0	2	28
本土コンサルタント・入会不可・点数はクリアーするけど、本社が県内にない	6	8	5	1	0	2	0	0	10	85	5	5	10	40	6	1	1	2	4	1	0	33	163

(四捨五入)

(受注契約金が50万円以上とする) (上記表に各資格の人数を入力、資格は同じ人で重複して良い。人数はその上記の15・7・10・10・5等の係数を乗じて合計を得点とする)

[illegible]